

V. 事業実施計画

1. 福祉の風土づくりの推進

(1) 福祉情報の提供・啓発活動の推進

事業	内容
① 社会福祉大会の実施	○市民ならびに福祉関係者の参加のもと、第6回佐渡市社会福祉大会を開催し、住民参加による福祉の島づくりのための理解並びに意識の高揚を図る。
② 佐渡市社協だよりの発行	○市民の福祉への関心を高め、事業や実践等の紹介により福祉活動への参加意識などの啓発を図る。
③ 福祉カレンダーの作成	○心配ごと相談日、福祉サービス等の予定を書き込んだカレンダーを作成し、利用者等に配布する。
④ ホームページの開設	○市民が必要とする情報及びサービスをインターネットを利用して受けることができるようホームページを開設する。

(2) 福祉教育の推進

事業	内容
① ボランティアスクールの実施	○社会福祉に対する理解と奉仕活動の基礎を身につけることを目的に、小・中学生を対象にボランティアセンターで実施する。
② 福祉推進校指定事業の実施	○児童の福祉教育の推進のため、学校の理解と協力を得て、福祉推進校に指定し「愛の一鉢運動」や福祉施設との交流など社会福祉への理解と関心を高める。
③ 児童・生徒の福祉活動の支援	○児童・生徒が福祉活動やボランティア活動を通して、福祉の心の啓発、育成を図るため支援する。
④ 学生の実習等受入れ	○大学、専門学校における学生等の介護施設等での実習にあたって、その受入れと指導に当たる。
⑤ 年賀状送付事業の実施	○やさしい気持ちを込めた年賀状を園児や児童が送付することにより情操を養うとともに高齢者の孤独感の解消を図る。

2. みんなが参加し支え合う福祉活動の推進

(1) ボランティア基盤の強化・拡充

事業	内容
① ボランティアセンター・ステーションの機能拡充	○ボランティアコーディネーターを引続き配置し、センター・ステーションの機能拡充を図る。 ・運営委員会の開催 ・ボランティア交流会の開催
② 災害救援体制の整備	○予期せぬ自然災害に備え、市民が災害時の救援活動が迅速に行なえるよう災害救援体制の整備に努める。

	<ul style="list-style-type: none"> ・災害救援ボランティア講座の開催 ・災害ボランティアネットワークの構築
③ ボランティアコーディネーター研修等の実施	○ボランティア活動を積極的に推進するため研修会を開催し、人材育成に努める。
④ 相談・登録・調整	○ボランティアの発掘やニーズの把握に努め、ボランティア活動の推進を図る。
⑤ 情報収集と情報提供	○市民に広く情報を提供するため、ボランティア情報誌を発行する。

(2) 地域住民による助け合い活動の推進

事業	内容
① 見守り活動の推進	○今年度から全支所において、単身高齢者世帯等への近隣住民の定期的な訪問や、支援のネットワークによる声かけ、訪問、気配りなどを行い不安や孤独感の解消を図る。
② 地域福祉会の組織化の推進	○地域ぐるみの福祉の推進に向けコミュニティー（集落）単位に地域福祉会を結成し、住民主体の地域福祉活動の支援を行う。
③ 地域懇談会の実施	○社協が住民の福祉向上のために存在する民間団体であることを知ってもらい、住民のさまざまな生の声を聞き取り、地域の課題を住民と共に解決することを目的に開催する。
④ ふれあい招待昼食会の実施	○今年度から全支所において、ボランティア団体や地域住民の協力を得、単身高齢者等を昼食に招待することによって、地域の交流を進め、孤独感の解消等を図る。
⑤ 配食サービスの実施	○今年度から全支所において、配達などにボランティア団体や地域住民の協力を得、単身高齢者世帯等にお弁当等を届けるとともに安否確認を行う。
⑥ 福祉バザーの支援	○福祉バザーの協力支援。
⑦ 福祉まつり等の実施	○今年度から全支所において、施設を開放し、利用者はもとより、ボランティア、一般市民などが広く参加するなかで各種の出し物や企画を楽しむとともに社協を理解してもらう。
⑧ 福祉レクリエーションの実施	○軽スポーツをとおして健康づくり、地域の交流を図る。
⑨ 古紙回収サービスの実施	○高齢者のみ世帯の方を対象にボランティアによる古紙回収を行う。
⑩ ふるさと訪問事業の実施	○施設に入所したことで、長期にわたって自宅を離れて暮らす人をふるさとの地元に招待し、住民との交流を図る。

⑪ 世代間ふれあい交流事業の実施	○健康ふれあい農園事業、保育園児との交流会、園児との会食会、囲碁教室などの世代間交流、交流昼食会などを行い世代間の交流を推進し心の通い合いを図る。
⑫ 24時間テレビチャリティー募金活動の実施	○ボランティアとともに24時間チャリティー募金活動を実施する。

(3) 介護予防事業の推進

事業	内容
① サロン等の実施	○今年度から全支所において、日中孤立しがちな高齢者が、生きがい活動支援通所事業、地域の茶の間、ふれあいいきいきサロン等により閉じこもりの予防や仲間との交流による孤独感の解消を図る。
② 介護予防教室の実施	○健康チェック・運動機能を向上させるメニューを取り入れることにより、要介護状態になることを予防する。
③ 介護予防教室スタッフ研修会の実施	○今年度から全支所において、介護予防に関わる知識及び運営スタッフ等の研修会を開催する。
④ 園芸福祉事業の実施	○サロン事業やデイサービス等で、花づくり・野菜づくりに取り組むことにより、介護予防事業のメニューの一環として実施する。

(4) 共同募金推進の協力支援

事業	内容
① 共同募金運動、歳末たすけあい運動の協力支援	○各配分金事業の効果的な運営と透明性の確保を図りながら共同募金への理解の助長に努める。 ○共同募金会支会、各分会と情報交換及び連携を図りながら地域の福祉課題に対応した福祉活動の理解と取り組みの強化を図る。

3. 地域の課題に対応する福祉活動等の推進

(1) 高齢者支援事業の推進

事業	内容
① おはようコール（お元気コール）の実施	○単身高齢者等の安否の確認を電話で行い健康状態の把握や孤独感の解消を図る。
② 移送サービスの実施	○今年度から全支所において、公共交通機関を利用することが困難な高齢者や車椅子利用者の通院等を支援する。

事業	内容
③ 生きがい事業の実施	○「人形づくり」「焼物」「手芸」などの教室を開講し高齢者に生きがいをもってもらうことを目的に実施する。
④ 高齢者慰安事業の実施	○単身高齢者等の孤独感の解消と社会参加の機会の提供に島内一日行楽などの慰安事業を実施する。
⑤ 歳末たすけあい事業の実施	○市民から寄せられた歳末たすけあい募金を財源に、新たな年への希望につながるような歳末らしいサービスを提供し支援する。(障子張替え、神棚・仏壇・家の中の清掃、鏡餅・年越しそば・おせち料理の配布、出張理容サービスなど)
⑥ 日常生活用具貸与事業の実施	○介護保険によるリース等の利用ができない人に、寄付等のベッド、エアマット、車椅子などを無償で貸与する。
⑦ 介護用品等支給事業の実施	○在宅の要支援高齢者に介護用品を支給する。
⑧ 敬老事業の実施	○地区内在住の高齢者等を招待し、式典、昼食、アトラクションによる敬老会を実施する。
⑨ 見守り活動の推進	(再掲)
⑩ ふれあい招待昼食会の実施	(再掲)
⑪ 配食サービスの実施	(再掲)
⑫ 佐渡市老人クラブ連合会の事務協力	○佐渡市老人クラブ連合会の事務事業の協力を行い、団体の活動を支援する。

(2) 障がい児者等支援事業の推進

事業	内容
① 歳末たすけあい事業の実施	(再掲)
② 移送サービスの実施	(再掲)
③ 見守り活動の推進	(再掲)
④ 福祉活動の支援	○視覚障がい者等への支援活動に助成等を行う。
⑤ 佐渡市身体障がい者福祉協議会の事務協力	○佐渡市身体障がい者福祉協議会の事務事業の協力を行い、団体の活動を支援する。
⑥ 佐渡市手をつなぐ育成会の事務協力	○佐渡市手をつなぐ育成会の事務事業の協力を行い、団体の活動を支援する。

(3) 子育てや介護者等への支援の取組み

事業	内容
① ファミリーサポートセンター受託事業	○子育て支援事業として、地域で安心して子育てができるよう、市民相互の助け合い活動としての基盤強化を図るため、入会説明会・講習会・交流会等を開催するとともに、子育てをめぐる環境の変化に対応した取組みを進める。
② 「ちのわの家」の管理運営	○「ちのわの家」の運営を受託し、児童の健全育成と保護者家庭の福祉の増進に努める。
③ 家族介護者等の交流事業（リフレッシュ事業）の実施	○家庭で寝たきりや認知症の家族を介護している人が日頃の悩みや不安、また疲れを仲間と共有し分かちあうことでリフレッシュを図る。
④ 介護者教室の実施	○家族が寝たきりや身体不自由等になった時に適切な介護ができるよう介護方法・技術を学ぶ。

4. 専門的サービスによる生活支援と問題解決への取組み

(1) 支援センター事業の推進

事業	内容
①地域包括支援センター等の受託	○地域包括支援センター等を市から受託し、運営する。 (地域包括支援センターの運営方針や圏域、ランチの設置についてを別冊「事業所運営方針」に記載。)
②在宅介護支援センターの受託	○包括支援センターから相当に離れている地域では、高齢者の相談を身近に受け付けるため、在宅介護支援センターを市から受託し、運営する。

(2) 介護サービス事業の経営の強化と発展

事業	内容
① 訪問介護事業	○訪問介護事業所の経営 5ヶ所
② 介護保険外訪問介護事業	○今年度から全支所において、介護保険外訪問介護サービスの実施 5ヶ所
③ 訪問入浴介護事業	○訪問入浴介護事業所の経営 1ヶ所
④ 通所介護事業	○通所介護事業所の経営 10ヶ所
⑤ 短期入所生活介護事業	○短期入所生活介護事業所の経営 1ヶ所
⑥ 居宅介護支援事業	○居宅介護支援事業所の経営 12ヶ所
⑦ 介護予防支援事業	○介護予防支援事業所 4ヶ所 (各事業の運営方針は別冊「事業所運営方針」に記載)
⑧ 「介護サービス情報公表」制度の取組みの強化	○制度の趣旨・目的を認識し、なお一層利用者の支持を得るため、提供するサービスの向上・改善への取組みを強化する。

(3) 生活上の不安の解消のための相談事業の推進

事業	内容
① 心配ごと相談所の開設	○市民の日常生活のあらゆる相談に応じ、相談員が適切な助言、援助を行って地域住民の福祉の増進を図る。
② 弁護士による法律相談の実施	○市民の法律相談に対応するため、県弁護士会の協力を得て両津ブロック、相川ブロック、佐和田・金井ブロック、新穂・畑野・真野ブロック及び 小木・羽茂・赤泊ブロックで実施する。

(4) 日常生活自立支援の取組み

事業	内容
① 日常生活自立支援事業の推進	○要支援者等の自立、日常生活の維持のため福祉サービスの利用に関する情報提供、助言、手続きの援助、利用料の支払等一連の援助を行う。
② 苦情解決の適切な対応	○利用者のサービスに対する信頼性の確保を図り、さらに充実したサービス体制を確立するため苦情解決の仕組みによる適切な対応に努める。

(5) 自立生活のための支援

事業	内容
① 生活福祉資金の貸付支援	○低所得者、障がい者、高齢者世帯を対象に生活の安定と自立を目的とし資金の貸し付けを行う。
② 離職者支援資金の貸付支援	○失業により生計の維持が困難となった世帯に対し、生活の安定を図るため一定期間生活資金の貸し付けを行う。
③ 長期生活支援資金の貸付支援	○老後の生計安定のため、不動産資産を担保にした生活資金を貸し付け、自立のための支援を行う。

5. 法人組織の発展強化のための取組み

(1) 理解と信頼を得るための取組み

事業	内容
① 会員組織拡充の推進	○一般会員、賛助会員それぞれ減少傾向にあるが、社協への理解と賛同を得ながら加入の促進に努める。
② 委員会の運営	○地域福祉及び介護サービス事業の適正な運営を図るため、法人運営委員会、地域福祉委員会及び介護サービス委員会において所管する事業の検討を行う。
③ 事業評価の実施	○管理サイクル（計画、実行、評価、改善）を徹底し、サービスの維持・向上、継続的な業務改善を行う。

④ 機関、団体との連携強化	○行政その他あらゆる団体、組織とのパートナーシップを築きつつ連携を図りながら、理解と信頼に基づいた事業展開を図る。
---------------	---

(2) 人材育成の推進

事業	内容
① 自主研修の実施	○研修部会でテーマをまとめ、多数の職員が受講できる形で実施する。 <ul style="list-style-type: none"> ・新任研修 ・基礎研修（社協職員としてどうあるべきかを学ぶもの） ・介護技術研修 ・倫理及び法令遵守に関する研修 ・利用者のプライバシー保護の取り組みに関する研修 ・接遇研修 ・認知症及び認知症ケアに関する知識及び理解を深めるための研修 ・感染症に関する研修 ・口腔ケア研修 ・交通安全研修 ・災害時の対応に関する研修 ○通所介護事業所間の職員同士の交流研修を行い、資質の向上を図る。 ○伝達研修として、外部研修の参加者が研修内容を伝達することによって自己学習の推進と知識向上を図る。
② 外部研修への積極的参加	○市、県、県社協等が開催する体系的な研修会を計画的に受講させ、職員の資質向上を図る。

6. 公益に寄与する取組み

(1) 福祉施設等の管理運営

事業	内容
① 保養施設の利用促進	○施設の指定管理者としてサービスの向上と利用者確保に努める。 （各施設の運営方針は別冊「事業所運営方針」に記載）
② 福祉センター等の管理運営	○ボランティア活動の推進、研修等の活性化、交流促進など社会福祉の振興に向けたセンター等の適切な管理運営を行う。

(2) その他の取組み

事業	内容
① 訪問介護員養成研修2級課程の実施	○佐渡島内における介護人材育成の一助として、県から介護員養成研修訪問介護員養成研修事業者の指定を受け、養成研修を実施し、介護基盤の整備を図る。
② 慰霊祭の実施	○戦没者の慰霊のため、戦没者慰霊祭を実施・協力支援する。

※実施計画には、地区限定の事業もあります。